

第114回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和5年12月4日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 議案第 66 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5. 議案第 67 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6. 議案第 68 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7. 議案第 69 号 佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
日程第 8. 議案第 70 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9. 議案第 71 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 10. 議案第 72 号 佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について
日程第 11. 議案第 73 号 佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について
日程第 12. 議案第 74 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 13. 議案第 75 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第 14. 議案第 76 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 15. 議案第 77 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 78 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 79 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18. 議案第 80 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 19. 議案第 81 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 同意第 8 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 21. 同意第 9 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 22. 同意第 10 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 23. 同意第 11 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 24. 同意第 12 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 25. 同意第 13 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 26. 同意第 14 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 27. 同意第 15 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 28. 同意第 16 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 29. 同意第 17 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 30. 同意第 18 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 31. 同意第 19 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 32. 同意第 20 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 33. 委員会付託について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第114回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

12月に入り、寒さも一段と厳しくなってきました。恒例の歳末助け合い運動も始まり、年末に向けての気ぜわしい感がありますが、世界ではロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの紛争等々、また、国内では経済対策を尻目に政治と金の問題が中心になりつつあり、不透明で混沌とした情勢が続いておりますが、年末に向けては、地域の皆さんとともに、笑顔の中で過ごして、新しい年を迎える準備をしたいものでございます。

今定例会においても、議員皆様の前向きで活発な質疑がなされるよう、よろしく願いをいたします。

さて、今期定例会には、条例の制定・改正などの議案10件、令和5年度各会計補正予算案6件、同意13件の計29件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。寒い中、早朝から御苦労さまです。

本当にこう、12月に、師走に入りまして、一気に朝、冷え込みが厳しくなってきました。

今朝方は、私とこの寒暖計だったら、マイナス2度ぐらいまで下がっていたように思いますけれども、これが普通の例年の気候ではないかなと思うんです。これまでが暖かすぎたという感じですね。

12月に入りまして、本当に気ぜわしくなってきました。

本定例会におきましては、先ほど、議長、御挨拶いただきましたように、補正予算、また、条例の改正等、議案を提案をさせていただきます。それぞれ、十分ご審議いただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

少し、行政報告なりをさせていただきたいと思いますが、1つは、今年度として、取り組んでおります各工事のほうも、だんだんと、今年度も、年明ければ最終に入りますので、事業としては順調に進んでいるということをご報告申し上げます。

味里のほうの工事も、また、大きな工事としては、上月支所の改修工事、それぞれ、当初、工事始めた頃は、いろんな資材が高騰し、また、なかなか資材等が入らないというような、そういう状況があったんですけども、そのへんは、大分、落ち着いてきているようでありまして、特に大きな、そうした遅れは出ておりません。

味里のほうは、これが第1期工事で、また、来年度、また、再来年度も含めて3か年で工事行いますけれども、補正予算にも計上させていただいておりますけれども、味わいの里の直売所、食堂等、あの建物について、農水省のほうから、耐用年数が、まだ、残っていると。補助金適正化法によって、その耐用年数に相当した、残っている分について、補助金の返還ということが1つの条件として言われまして、前にも少し報告したと思うんですけども、私も、それは、ちょっと、補助金の趣旨から見ても、おかしいのではないかとということで、本庁まで行って、農地整備課長と面会したりして、かなり交渉したんですけども、本庁からも、国のほうからも現場も見に来てくれたりしたんですけども、私が申し上げていることについては、かなり理解はしてくれたんですけども、やはり、国とし

て、ルールとして、これまでも、そういう取扱いをしてきたので、これはやむを得ず、最低必要な補助金の返還というのはしてくださいということに、今、最終的になりました。

全体としては、4億円余りの、これ交付金をいただくんですけども、これは、来年度行う一番大きいのは、みその製造工場、これが一番大きな事業になるんですけども、今回の建物は、鉄骨でありまして、ほかの建物は全部木造なんです。木造でありますと、耐用年数が税法上の耐用年数低いですから問題ないんですけども、まだ味里ができて20数年になって、鉄骨でありますと34年の耐用年数ということが、税法上の耐用年数が適用されるというような、どうしても、そのへんが1つの、今までルールとしてやってきたんだということで、残りの9年ぐらいなものから計算しますと、今回、国庫で1,300万円余りと、県の随伴補助をいただいていますから、その分も200万円余りということで、1,100万円です国庫がね。両方合わせて1,350万円から1,400万円近くの補助金の返還という形になります。これは、新しい、そうした補助金をもらうための精算上の話なので、やむを得ないということで、今回、12月の補正予算に計上をさせていただいておりまして、また、その時に、また、説明をさせていただきますけれども、そういう手続きをしながら、工事のほうは、順調に進めております。

それから、来年度の予算、もう12月入って、11月から各課、それぞれ来年度の事業計画並びに予算について、いろいろと協議をしながら編成を行ってきております。

今のところ、大体、総額がまとまってきて、これから、私のほうの最終的な、また、調整を行うわけですけども、昨年度と比べて、かなり予算が増えます。これは1つは、やはり現在の公務員なんかの給与等についても、非正規の職員等についても、勤勉手当等も支給をするというようなことが定められましたので、かなり非正規の処遇改善には大きな額になりまして、こういう人件費だけでも、来年度、今年と比べると1億円近い増額になります。

それに加えて、パソコンなんかを、来年度、全部、職員の、これも致し方ないですね。今、5年たつと、また、新しいものにしていかなきゃいけないと、一斉に変えていかなきゃいけないということです。

それから、もう1つ来年度としては、大きな事業としては、南光の文化センター、これの改修工事を、現在、設計を行っておりまして、これもやはり、資材の高騰とか、やっぱり、いろいろと調査していきますと、そこまで、ここまではやっておかなきゃいかんだろうということで、かなり当初、私が、思っていたよりかは、かなり増えます。

それから、来年度は、先ほど申しました味里の大きな工事が、これがメインのみその製造工場、これが入ってきます。そういうことで、やはり昨年までは、昨年というか、今年度の予算までは、案外、入と出と、それほど大きな予算上の差がなくて、基金等の取崩しも、それほど心配することなく予算編成はできていたんですけども、いよいよ、そうした基金等についても活用といいますか、取崩して予算化していくと、そういう時代に入ってくるように、そういう時期に、これからなっていくのかなと思います。

ただ、やはり全体としては、本当は、私とこの規模から、町の規模からすると、予算総額というものを、もう少し減額、少なくしていかなきゃいけないと、私とこの規模からすると、130億の予算というのは、かなり他の自治体から見ると大きな予算になっているわけで、これを徐々に財政力に見合うものにしていかなきゃいかんとは思いますが、なかなか、やっぱり、毎年、毎年、そう思いながら、予算が、そういうことで積み上げていくと、大きな予算になって、さらに来年度は、今年度よりか、かなり大幅に増えるだろうというような、今、状況でございます。

そういうことを、ちょっと、今日、冒頭、皆さんに、少し、お知らせをさせていただきました。

それと、寒くなってきて、やはりインフルエンザのほうは、かなり、それぞれかかっている人が増えているようです。コロナのほうは、かなり減っておりますので、ポツポツと感染が確認される程度ですけれども、インフルのほうは、この10月、11月で230人ぐらいの患者ということになっていまして、11月の中頃には上月の小学校とか中学校、学級閉鎖もありましたけれども、今のところは、もう、それは収まって、今のところ、みんな元気に通学してくれております。

お互いに、やはり、この12月、そういうことで、気温の変化も激しいですし、忙しい時期を迎えましたので、十分、体調に気をつけていただきながら、この12月、議会のほうは特に、20日が最終日になりますけれども、1年間の元気に納めができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、ちょっと、長くなりましたけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長（小林裕和君）　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第114回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君）　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。2番、森脇裕和議員。3番、幸田勝治議員。

以上の両議員をお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（小林裕和君）　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月4日から12月20日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月4日から12月20日までの17日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3に入ります。

行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（小林裕和君） ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．議案第66号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第67号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6．議案第68号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4から日程第6までの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第66号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第68号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題とします。

議案第66号から議案第68号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第66号から議案第68号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第66号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正は、国家公務員の給与が8月7日の人事院勧告に基づき改定されたことに伴い、本町の一般職の職員の給与においても、これに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、民間給与との較差等に基づく改定で、令和5年4月1日に遡及し、適用される給料表の改定と、公布の日から施行される期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げでございます。

まず、給料表の改定は、平均で1.1%の引上げとなりますが、高卒初任給の1級は7.8%、月額1万2,000円程度の増額、そこから段階的に改定率を引き下げ、管理職の5級以上は

0.3%、月額 1,100 円程度の増額となるなど、全職員について引上げを行う内容となっております。

次に、期末手当及び勤勉手当については、今年度 12 月期の支給月数合計を 2.20 月から 0.1 月引上げ、合計で 2.3 月とするものでございます。

続きまして、議案第 67 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 68 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を 0.1 月引上げる改定をさせていただくものでございます。

以上、議案第 66 号から第 68 号につきまして、ご説明を申し上げましたとおり、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 66 号から議案第 68 号までの 3 件について、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 4、議案第 66 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 資料の中の施行期日等のところで、先ほど、提案の説明にもありましたけれど、令和 5 年 4 月 1 日に遡るということなんですけれど、これは職員給与の関係で確認したいのは、会計年度任用職員についてですが、これも引き上げられるということ、事前には説明を受けているところなんですけれど、その遡及についてはどうなのか、確認をお願いしたいんですけれど。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

会計年度任用職員の給料表につきましては、行政職給料表、正規職員の給料表を、そのまま用いておりますので、会計年度任用職員につきましても、正職と同様の金額を引上げをさせていただくと、4 月に遡って支給させていただくということでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 人事院勧告によって、こういうふうになるわけなんですけれど、正規職員と再任用職員の、いわゆる単価、これ平均と総額では幾らになっていますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、まだ、実績出ておりませんので、令和4年度でお答えを申し上げます。

令和4年度につきましては、正規職員は245人ということになっておりまして、平均年齢は42.9歳で、平均年収は564万円でございます。

なお、再任用職員につきましては、週4日勤務で、身分上は正職員になっておりますけれども、給料表上では、条例定数の中に入れておりませんので、平均しとしましては、240、250万円というところでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、総務課長が、年でお答えになったんですけれど、このたびの分で、例えば、いわゆる正規の職員で、今までが30万円だったけど、今度、引上げによって40万円になったとか、そういう金額は、まだ、分かりません。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 議案の中に給料表がありますので、それを見比べていただいたら、分かると思うんですけれども、ちなみに、人勧により支給される額ということだと思っておりますけれども、正規職員につきましては、先ほど、町長の説明があったように、7.8%から0.3%。要は、年齢によって、当然、職種によっても違いますので、まとめてお答えすることはできませんけども、高卒の初任給でありましたら、月1万2,000円増額ということがあります。

課長級の6級であれば、月1,000円の引上げということで、1万から1万2,000円の間で推移するというところでございます。

大卒であれば、1級25号給になりますので、月額19万6,200円ということになります。したがって、4月まで遡及するというので、年額で9万9,000円。それに、期末勤勉手当が加算されますので、1万9,000円ということで、おおむね、大卒の場合は11万8,620円の追加の支給ということになるんですけれども、じゃあ、年収で幾らになるかと言いますと、ちょっと、今、計算しておりませんので分かりません。以上でございます。

議長（小林裕和君） 他に質疑ありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 66 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 66 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 5、議案第 67 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） この 3 役の月額給与の金額ですね、月額幾らかということと、それから、今回、引き上げられて、期末手当、これが金額で幾らになるのか、お答え願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。
町長につきましては、月額 81 万 1,000 円。コンマひと月増額ということで、8 万 1,100 円の増額ということでございます。
副町長につきましては、66 万 2,000 円ですので、6 万 6,200 円。
教育長につきましては、61 万 3,000 円でございますので、6 万 1,300 円の増額ということになります。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） ネットで、兵庫県の 13 町（議長から 12 町と訂正あり）の 3 役の給与を調べさせてもらいました。
そしたら、その資料によりますと、ほかの自治体は、令和 4 年の資料がついてます。稲

美町に関しては、令和5年の資料がついています。

ところが、佐用町のを見ますと、平成28年の資料になっておるんです。これは、どういったことなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 特別職の報酬については、条例上、もう決まっています。

この条例で、今の金額というのは、職員の給与も、なかなか、ここずっと改定して、国家公務員の、そうした人勧に基づいて、上がったたり、逆にボーナスなんか下がった時もあります。

特別職のほうは、一時、合併後、減額をしておりました。

実際、その後、戻っておりますけれども、私が、特別職員に就く以前から、議員の報酬は上がっていますけれども、特別職の報酬は、全く上がっておりません。だからもう、40年以上前の方も同じ報酬という形になって、全く上がっておりません。

そういう状態でありまして、その28年のになっている資料がと言いますけれども、その時に調査があった時に出しているんだと思います。その後、全く変わっておりませんので。はい。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

児玉議員、先ほどの質疑の件で、13町と言われましたけれども、12町ですので、議事録を訂正させていただいてよろしいですか。

[児玉君「どうぞ」と呼ぶ]

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんね。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第67号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

本改正案は、人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与の改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の支給月数を決定するものですが、第5類に移行して、一応の落ち着きを見せてはいますが、コロナなんかも、まだ、収束はしていません。

また、コロナによる貸付けの返済も始まり、中小の業者の皆さんの苦しみも継続しています。

さらに、給与取得者の皆さんも昇給額を上回る食料費や燃料費など、あらゆる物価の高騰で暮らし向きが、ますます悪化しているのが実情です。

さらに、また、町長をはじめ、特別職の皆さんの給与は県内各町のほぼ平均値とはなっています。しかし、町民の皆さんから見ると、かなり高額な給与となっているのが現実で

す。

そういった情勢から、特別職及びこの後審議される、私たち議員の期末手当の増額は町民の皆さんの納得を得られるものではないことを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 議案第 67 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院の勧告に基づくものでございます。

この佐用町におきましては、人事委員会も設置されておりませんし、明確な判断基準、また、そういった組織もございません。そんな中で、従前から、この人事院の勧告に準拠して、合わせてきたこともありまして、今回も、それに合わせての改正は妥当なものと思います。

また、給与水準ですけれども、本年 10 月にも一般の民間での最低賃金が改正されました。兵庫県においては 1,001 円ということで、昨年までの 960 円から比べますと、非常に高い伸び率でございます。民間事業者、雇用されている事業者さんは、かなり御苦労はされているんですけれども、やはり、そういった形で、給与を引き上げた上で、この国の景気をよくしていこうという対策にも準拠いたしまして、今回の改正につきましては、妥当だと判断いたしまして、賛成をいたします。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 67 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 67 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6、議案第 68 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議員の期末手当引上げ率が示されているんですけれども、具体的な引上げ額を、それぞれ役職ごとに回答をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） はい、お答えいたします。

議長につきましては、月額 40 万 7,000 円でございますので、4 万 700 円の増額。

副議長につきましては、31 万 9,000 円でございますので、3 万 1,900 円増額。

委員長につきましては、30 万 8,000 円でございますので、3 万 800 円増額。

議員の方につきましては、29 万 7,000 円でございますので、2 万 9,700 円の増額ということになります。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対討論。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 反対の立場から討論行います。

議員の期末手当を 0.1 カ月引き上げることについて、人事院勧告に準拠したという説明ですが、従来どおり人事院勧告制度は、公務員の労働基本権が制約された代償措置として設けられたものであり、勤務の対価として正当な給与の確保を図るものです。

議員は、これに準ずるものではありません。町民は、食料をはじめ、様々な物価が上がり、生活が苦しくなっています。議員の期末手当引上げは、年金受給者をはじめ町民の理解が得られません。

よって、議員の期末手当引上げに反対いたします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 議案第 68 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、議案第 66 号、第 67 号と同様に、議員の報酬及び旅費等も人事院勧告に準拠した内容となっております。

先ほど、千種議員のほうも説明されていたとおり、人事院のほうでは、毎年、公務員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本として、精密に調査をし、勧告を行っています。

都道府県や指定都市及び特別区では、それぞれで人事委員会を設置し、人事院の内容及び各団体の民間賃金動向などを総合的に勘案して、それぞれの人事委員会で給与に関する勧告をしていますが、一般の市町村では人事委員会が置かれていないため、国の人事院勧告を受けて具体的な給与改定方針を決定しております。

もちろん、社会情勢や人口規模、財政規模等類似する団体や近隣市町の状況を考慮して、

下がることもあります。

現に、新型コロナウイルス感染症拡大の時には、社会情勢などの状況により下がっておりました。

今年は、10月から最低賃金も全国平均で960円から1,001円に引き上げるということで、引上げ目安は過去最高額の39円から47円というふうになりました。こうしたことから、民間の給与は上昇傾向にあると言えます。

このように社会情勢を反映した人事院勧告に準拠し、本町の状況を踏まえた今回の改正は妥当であると考え、賛成討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第68号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第68号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第69号 佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、議案第69号、佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例ついてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第69号、佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

11月20日の全員協議会でもご報告をいたしましたとおり、今回の基金条例の改正につきましては、播磨科学公園都市にあるSPring-8の高度化にあたり、理化学研究所から「高度化のための自主的な財源確保のため、町とタイアップし、企業版ふるさと納税制度を活用できないか」との打診があり、町としても、播磨科学公園都市の整備促進や理化学研究所との連携強化、寄附をいただく企業との関係構築にもつながることから前向きに検討してまいりました。

企業版ふるさと納税は自治体の地域創生事業に対し、町外に本社をおく企業が寄附を行った場合、最大で寄附額の9割の法人関係税が軽減される仕組みとなっております。

同制度は現行では、令和6年度末と期限が定められている一方、SPring-8の高度化は令和7年度以降に事業がスタートすることから、今年度から来年度にかけて募集を行い、企業から寄せられた寄附を一旦基金に積立てし、令和7年度以降にこれを取り崩して、理化学研究所に対して、町から補助を行いたいというふうに考えております。

なお、SPring-8の高度化に対する企業からの寄附は、原則全額を理化学研究所への補助に充てたいと考えておりますが、高度化への支援と合わせて、町が行うプロジェクトや各種事業への寄附依頼の幾つかをホームページ等で同時期に募集し企業にPRすることで、

町の財源確保にもつながるような仕組みづくりを検討してみたいというふうに考えております。

企業版ふるさと納税を基金に積み立てるためには、現行の「佐用町ふるさと応援基金条例」を改正する必要があることから、このたび議案として上程をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 様式第 2 号を、ちょっと、見ていただいたら分かりますが、この中で、2 番に書いてありますように、佐用の資源を活かし、まちの賑わい、しごとを作る事業、具体的な事業とか、4 項目にわたって掲載されておりますけれど、具体的な、どういうふうなものかという、ちょっと、教えていただきたいと思えます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 企業のほうから、こういった事業にということで、そういった内容があった場合に、ここの 4 分類に分けて、どこに入るかというような形で、こちらのほう記載をさせていただいておりますので、具体的に、今、どうということはございません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） この SPring-8 の更新というか、その規模、大体費用というか、予算、大体どのぐらいのものを見込んでいるのかということと、このふるさと応援基金による町からの補助、これは幾らぐらいを見込んでいるのか、分かりましたらお願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先般も少しお答えさせていただきましたですけども、これはあくまで、募集してみないと分からないというのが、正直なところです。

ただ、理研さんについては、これまでの企業との関係性から一定程度はしていただけるものというふうに見込まれているということでございます。

町が何か上乘せをして補助するとか、支援するといったことは、現時点では、全く考えておりません。以上でございます。

すみません。事業費のほうは、約 400 億円というようなことだそうですが、ちょっと、その金額も、まだ、多分、これからだと思うんです。精査されるのはね。

一応、私がお聞きしているのは、その金額というよりも、今のどう言うんでしょう、高機能化を図るということで、今の 100 倍の明るさを持ったような改修が行われると、そのような説明は受けております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、企画防災課長が答弁されたんやけれど、これから、そういうやつが出てくるといことなんでしょうけれど、中身的に、どういうやつじゃいう具体的なものがあれば教えてくれと言ったんであってね、そこらへん、

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

基本的には、ここで寄附をしていただいた分につきましては、佐用町の地域創生推進計画というものに載っている事業についてということでありますので、そこにはたくさんの事業が載っておりますから、先ほど、そういうようなお答えになったんですけど、具体的に、要は、その事業についてということでございます。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） ちょっと、追加で答弁させていただきます。

これ、今回の SPring-8、理研さんの分については、当然、この今、岡本議員がおっしゃった様式のところに、そういう目的を書いていただくことになるわけですね。理研の、その高機能化の整備に使ってほしいということを書いていただくようになると思うんです。

で、これまでに、金額が全く違いますが、それでも、少額とは言え、企業から平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 2 件、令和元年度 2 件、令和 2 年度が 1 件、それから、令和 4 年度 1 件というような形で、金額については、最低が 10 万円ということですので、そのあたりが多いんですけども、そういうもので、いただく企業さんに、どういふことに使わせていただきましょうかということをお伺いして、相談して、向こうさんが、じゃあ、これにというようなことでしていただいています。

これまでは、佐用ハイキングクラブの姫新線を使ったハイキングのイベントに関する費

用ですとか、後は、えん結び支援の費用ですとか、そういったものに具体的には少額でしたので、そういうことで充当させていただいております。

だから、今度、寄附される方については、おそらく SPring-8 のという形の寄附になるかと思います。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） そもそもですけども、SPring-8 の高度化ですけども、この条例については、本来は、SPring-8 そのものがすべきなんですけども、条例は立地する市町村で条例がないとできないということで、そういう意味では、佐用町が当事者ということになるんですけども、そのことからすると、この SPring-8 の高度化というのが、結局、新聞等では読ませていただきましたけれども、あるいは、今、説明で 100 倍にするということなんですけども、当事者からすると、その内容について、もう少し、ちょっと、詳しく、専門的でなくてもいいんですけども、分かる範囲で、ちょっと、教えていただきたい。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 詳しくと言われても、SPring-8 そのものが、今のものが、私たちは新聞報道とか、研究所の所長から、ああいう解析をするいろいろな物質を調査、検査して、新しい、そうしたものを開発するための基礎的な研究に使われる設備だということを聞いておまして、そのことには、全く変わりないと思うんですね。だから、あそこで何かを製造するということがなくて、ああいう基礎研究ですから、そのことが、非常に全て、いろんなどころの産業分野に大きな効果を影響をもたらすということだということで、その解析をしていく性能が、今、時代の、もう 30 年たって、ほかの他の同じような施設が、ある程度、あちこちでできてきましたから、だから SPring-8 を、やはり今後、最先端の科学研究施設として、これから、さらに先端技術の地位を保つためには、やはり、それだけの性能アップをしていかなきゃいけないということを、石川センター長も話をされておりました。

それが、うまく、言わば分かりやすく言って、言えば、これが分かりやすい話なので 100 倍の明るさにすると、そういう 1 つの目標でやりたいということでもあります。

約、多分、SPring-8 というのは磁石の中を、ああいう光が回っているわけで、その中のコイルというのが、ずっと並んでいるんですけども、それを全部、多分、取り替えていかなきゃいかんのだと思います。

ですから、400 億円ということを、私は、大体、予算的には、それぐらいかかるんだということを聞いております。

理化学研究所としては、これは国の言わば施設ですから、そこがやればいいんですけども、やはり、今、国立大学なんかでも、独立法人という形になって、そうした自主的な財源確保ということについて、各法人も努力をするという、そういうことが 1 つ求められているという中で、理化学研究所も、こうしたふるさと納税制度等を利用して、関係して

いる、そこの施設を活用してくれている、また、これから活用しようとする、そこに期待する、そうした企業から寄附金をいただきたい。

ただ、企業としても、そのふるさと納税制度を利用すると、非常に大きなメリットがあるわけですよ。だから、そのまま、現ナマ、1億寄附するよりか、ふるさと納税制度として活用すれば、その企業が、税がどれぐらい納められていたか分かりませんが、それ以上の税を、法人税を納めておれば、9割までは減額されるわけで、だから、非常に企業としても、この制度を活用するということが寄附をしやすい1つの取組になるということで、そのために、先ほど来説明しているように、理化学研究所自体ができないということですからね、だから、それは、そこにある自治体が、その間に入って、自治体が受けて、それを、そのまま理化学研究所のほうに、それを交付するという形、これを取らざるを得ない。今の制度上、そういうことであります。

ですから、これにつきましては、今、理化学研究所、所在地としては、佐用町というところに事務所が登記があるんですけども、上郡も一緒なので、上郡町も一緒に、こういうことも取組もしたいというようなことも、今、話は出ておりますので、どちらにしても、やはり企業、それを企業側に働きかける、お願いしていくのは、私たちは、どこの企業が、どういうふうに使っているか分かりませんから、これは、理化学研究所がずっと、それは分かっているわけで、理化学研究所のほうから、そういうふうに企業に対して、お願いをされるということだと思っております。

そういう中に、佐用町として、佐用町がやる限りには、佐用町の事業とか、そういうことも1つの企業との、そうしたふるさと応援制度の中で、理化学研究所だけではなくて、佐用町へも何とか少しお願いできませんかということをお願いしたいと、そういうことは考えたいということ、担当のほうで考えているわけであります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第69号、佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論します。

今回の改正は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を、佐用町ふるさと応援基金の対象事業とし、企業版ふるさと納税を活用しようとするものですが、2020年2月に、衆院財務金融委員会で、当時の清水忠史議員が東京電力と東北電力が原発立地自治体の青森県東通村へ8億円という巨額の寄附をしている例を挙げて、企業版ふるさと納税制度で企業と自治体の癒着が起きていると批判しています。

今回の本町での取組は、SPring-8の高度化を図るものでありますが、関係団体や企業からの寄附が予測されます。そういうことによって、企業と、また、理研なり自治体との癒着も懸念されることです。

また、寄附金の9割が控除されることから、企業の税金逃れに利用され、その結果として、法人税全体の減収という結果にもつながります。

SPring-8高度化の必要性はありますが、その事業は、国家的な戦略的事业であり、その財源は、安易に企業からの寄附金に頼るのではなく、国や県の予算で賄うべきであると指

摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 議案第 69 号、佐用町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

企業版ふるさと納税、非常に有効な制度だと感じております。

先ほど、副町長のほうから、佐用町における実績をお聞きしたんですけれども、まだまだ、佐用町は活用されていない状態というのは、僕、以前から思っておりました。

ほかの市町を見ましても、上手にこれを活用されて、いろんな政策に使われているところがありました。

今回は、たまたま SPring-8 ということですが、この SPring-8 の高度化も佐用町に所在される、あの施設が、やはり世界における、いろんな研究の施設として、さらなる活用をされて成果を出していただくことに、この制度を使うことは賛成でございます。

それと、先ほど、町長が、最後に言われましたけれども、今回、そういったことを実施することによって、そういった企業様、ふるさと納税で法人税を国に納めるのではなしに、その使っていただきたい市町へ納税するという制度ですので、それをさらに佐用町が活用できるきっかけともなろうかと思っておりますので、そういったことから賛成をしたいと思います。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 69 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 69 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 70 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、議案第 70 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 70 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、産前産後期間における国民健康保険税を減額するものでございます。

具体的には、出産予定または出産した被保険者について、出産予定日または出産日の属する月の前月から、出産予定日または出産日の属する月の翌々月までの4カ月間にかかる、国民健康保険税の「所得割額」と「均等割額」を減額するもので、多胎妊娠の場合は、3カ月前から翌々月までの6カ月間にかかる「所得割額」と「均等割額」を減額するものでございます。

なお、減額分の保険料につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担することとなっております。

これは、令和5年5月に成立した、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく改正政令が、本年7月20日に公布され、令和6年1月1日に施行されることに伴う改正でございます。

ご承認をいただきますように、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） この条例案について、議案書配付の時点での、今の説明、町長からあったので、確認はできたんですけど、地方税法等の一部改正に伴うということの理由で、提案されていたので、ちょっと、これは国保税の関係だから税法のことに関わるんだと思ったんですが、根本的には、全世代対応型、持続可能な社会保障制度の健康保険法の改正に伴うというのが、主じゃないかと思うので、そこらへん、提案理由の説明の文言としては、ふさわしいものにして提案してほしいなという点が1点。

それから、今回の条例改正で、全国的な法律の改正だから、パブリックコメントなどに寄せられた意見として出されている点について、佐用町の場合、どうなのかということが1点お尋ねしたいんですけど、出産される方の予定日に属する月、前月から出産予定の翌月と説明があるんですが、国民健康保険の場合は、保険税の保険料が年度単位で設定されているので、ひと月当たりの保険料額を算出するというのは困難であるというケースも考えられるから、その点、各市町の保険税の納期の実態に合わせて柔軟な対応が可能になるように実務的に町村と協議しながら検討したいというようなことになっていたのでは、そのへんは、具体的には、来年1月からですか、施行されるのに当たって、そういった点は、具体的には、どんな対応をしようというのか、今の現時点で考えられているのか、教えてくださいたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

減額につきましては、それぞれ均等割と所得割につきまして、12分の1したものに、それぞれ4カ月分、6カ月分を掛けたもので減額するという計算式になっておりますので、

年度またいだ場合には、それぞれ年度ごとに、年度にかかるものを減額するというふうになってございます。以上でございます。

[平岡君「提案の仕方」と呼ぶ]

議長（小林裕和君） 提案の…

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 提案の方法ということだったと思うんですけども、条例改正する理由ということですね。

今回の条例改正ですけれども、その前に、要は、国のほうで全世代対応型の持続可能な社会保障制度、これに関する法律の改正があったので、そのことで条例改正をする必要がありますという説明をさせてもらったらいいいということでございますでしょうか。

で、それを最初に説明してからということでございますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いや、町長の説明は、そのようにされたので、そういうことだということとは理解できたんですけど、議案書配付の時点で、提案理由の中に、「地方税法等の一部改正に伴い、」というのが、いわゆる国の法律改正ですということで始まっているので、先ほど、説明にあるように、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律ができたからというのが、いわゆる国民健康保険者に対する減額の理由になるので、そういうことを、前から説明される内容で提案の理由のところに、国の法律改正は、地方税法の改正、何の改正かなと思って、ちょっと、頑張ってみただけど、よく分からなかったもので、よく見たら、説明にあるようなことだったので、最初から説明をされるような内容で提案理由のところに書いてほしいということでございます。よろしいでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 今後、その提案理由にあることで、提案説明をさせていただくということですのでさせていただきますと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） ちよつと、再確認ですけれど、第 24 条の 3 の中、3 項、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行う云々と書いてありますけれど、出産した後は、どう、この 4 カ月と、どういうことにつながるんか、わし、もうひとつピンとこんで説明お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

ここの第 24 条の 3 で規定しておりますのが、届出についての規定でございまして、ここに「出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる」というのは、届出をすることができるということでございますので、減額する期間は説明いたしましたとおり、予定日の前月から翌々月の 4 カ月間ということになってございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 70 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 9. 議案第 71 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 10. 議案第 72 号 佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について
日程第 11. 議案第 73 号 佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について
日程第 12. 議案第 74 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 13. 議案第 75 号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議長（小林裕和君） それでは、日程第 9 に入ります。

日程第 9 から日程第 13 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第71号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第75号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてまでの5件を一括議題とします。

議案第71号から議案第75号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第71号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第75号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、関連がございますので一括して提案のご説明をさせていただきます。

全員協議会においてご報告をさせていただいたとおり、今回の条例の廃止、新規制定、一部改正は、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業会計財務適用への移行に伴うものでございます。また、上月簡易水道事業につきましては、地方公営企業会計全部適用で運営をしておりますが、財務適用への変更に伴うものでございます。

それでは、地方公営企業会計の財務適用への移行に伴う、議案第71号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

主なものとしたしましては、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業会計財務適用への移行、並びに上月簡易水道事業を地方公営企業会計の全部適用から財務適用に変更することに伴う、水道事業から簡易水道事業への名称変更、及び職員の身分が地方公営企業法の適用から地方公務員法の適用に変更になるため、企業職員に関する部分の削除でございます。

その他としたしましては、町長が管理者となるため、公営企業管理者の削除。条例の新規制定に伴う名称変更及び削除。特別会計から地方公営企業会計の財務適用への移行に伴う特別会計の削除でございます。

続きまして、地方公営企業会計の財務適用への移行に伴う条例の廃止、新規制定について、説明をさせていただきます。

まず、議案第72号、佐用町コミュニティ・プラント条例及び議案第73号、佐用町農業集落排水処理施設条例について、説明をいたします。

コミュニティ・プラント事業が、国庫補助金の事業費の減額に伴う特定環境保全公共下水道への接続工事の遅れにより、令和6年4月からの地方公営企業会計への移行に間に合わないため、「佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例」を廃止し、「佐用町コミュニティ・プラント条例」及び「佐用町農業集落排水処理施設条例」に分けて新規制定をいたします。

なお、佐用町コミュニティ・プラント条例につきましては、コミュニティ・プラントを特定環境保全公共下水道に接続後に廃止する予定でございます。

次に、議案第74号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について、説明をさせていただきます。

簡易水道事業及び下水道事業を地方公営企業会計の財務適用に移行すること、及び上月簡易水道事業を地方公営企業会計の全部適用から財務適用に変更するため、「佐用町水道事

業の設置等に関する条例」及び「佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例」を廃止し、下水道事業の経営の規模等を追加した議案第 74 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を新規制定いたします。

最後に、議案第 75 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について説明をさせていただきます。

簡易水道事業及び下水道事業を地方公営企業会計の財務適用に移行すること、及び上月簡易水道事業を地方公営企業会計の全部適用から財務適用に変更するため、「佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例」を廃止し、下水道事業を追加した議案第 75 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を新規制定いたします。

以上、ご説明いたしました、それぞれご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより議案第 71 号から議案第 75 号について、質疑を行います。

まず、議案第 71 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 71 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 72 号、佐用町コミュニティ・プラント条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 72 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 73 号、佐用町農業集落排水処理施設条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 73 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 74 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 75 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 75 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午前 11

時とします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き議事を進行します。

- 日程第 14. 議案第 76 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 15. 議案第 77 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 78 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 79 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18. 議案第 80 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 19. 議案第 81 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14 から日程第 19 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 14、議案第 76 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、日程第 19、議案第 81 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでの 6 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 76 号から議案第 81 号につきまして一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、議案第 76 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）から、ご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,303 万円を追加し、総額を 130 億 519 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、1,307 万 2,000 円の増額であります。うち、町民税は 1,513 万 2,000 円の増額。軽自動車税は 206 万円の減額で、それぞれ収入見込みによるものでございます。

地方特例交付金につきましては、252 万 3,000 円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、9,407 万 2,000 円の増額。うち、国庫負担金は 1,331 万 9,000 円の増額でございます。国庫補助金は 8,075 万 3,000 円の増額で、地方創生臨時交付金などを追加計上いたしております。

県支出金につきましては、481万5,000円の減額。うち、県負担金は704万3,000円の増額であります。県補助金は1,133万6,000円の減額で、躍動する兵庫応援事業の内示に伴い同補助金を増額する一方、県単独補助治山事業補助金などを減額しております。委託金は52万2,000円の減額であります。

繰入金につきましては、財政調整基金を9,992万8,000円繰入れいたしております。

諸収入につきましては、雑入235万円の増額でございます。

町債につきましては、1億6,410万円の減額でございます。各事業において、事業費の減に伴い、財源補正を行うものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費につきましては、1億3,884万4,000円の増額であります。うち、総務管理費は1億2,197万円の増額で、国の経済対策に伴って、物価高騰の影響を受ける低所得者に対して迅速に支援を行うため、住民税非課税世帯を対象に既に給付しております1世帯当たり3万円に加え、7万円を追加給付する経費などを追加計上いたしております。徴税費は320万4,000円の増額。戸籍住民登録費は1,367万円の増額で、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係るシステム改修経費などを追加計上しております。

民生費につきましては、4,224万2,000円の増額。うち、社会福祉費は3,515万3,000円の増額で、障害福祉サービス費などを追加計上しております。児童福祉費は708万9,000円の増額でございます。

衛生費につきましては、688万6,000円の増額。うち、保健衛生費は525万4,000円の増額で、生活排水処理事業特別会計繰入金などを追加計上しております。清掃費は163万2,000円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、2,874万3,000円の減額。うち、農業費は101万4,000円の減額でございます。

林業費は、2,772万9,000円の減額で、本位田乙地区治山事業の本工事が令和6年度に延期となったことにより、工事請負金を4,490万3,000円減額しております。

商工費につきましては、1,198万5,000円の増額で、道の駅宿場町ひらふく指定管理料などを追加計上しております。

土木費につきましては、1億2,059万5,000円の減額であります。うち、道路橋梁費は1億2,000万円の減額で、道路新設改良事業や橋梁維持事業など各事業の実績見込みによるものでございます。都市計画費は16万5,000円の減額。下水道費は43万円の減額でございます。

消防費につきましては、12万7,000円の減額であります。

教育費につきましては、746万2,000円の減額であります。うち、社会教育費は69万3,000円の減額。保健体育費は676万9,000円の減額で、町民プール運営費の修繕料などの減額をいたしております。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第77号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,663万7,000円を減額し、総額を9億1,805万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から、繰入金につきましては、一般会計繰入金76万3,000円の増額であります。

町債につきましては、簡易水道事業債9,740万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、9,663万7,000円の減額で

あります。うち、管理費は 963 万 7,000 円の減額で、委託料の精算によるものであります。建設改良費は 8,700 万円の減額で、工事請負費、委託料の事業実施計画の見直し及び精算見込みによるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 78 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 673 万円を減額し、総額を 18 億 7,961 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金 43 万円の減額であります。

町債につきましては、公共下水道事業債 630 万円の減額で、対象事業の精算によるものであります。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費につきましては、673 万円の減額でございます。うち、管理費は、679 万 6,000 円の減額で、委託料の精算によるものであります。事業費は 6 万 6,000 円の増額で、人件費の補正によるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 79 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について、説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92 万 7,000 円を追加し、総額を 4 億 3,332 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 272 万 7,000 円の増額であります。

町債につきましては、180 万円の減額で、対象事業の精算によるものでございます。

次に、歳出であります。生活排水処理事業費につきましては、92 万 7,000 円の増額であります。うち、浄化槽管理費は 63 万 3,000 円の減額で、委託料の精算によるものであります。農業集落排水施設管理費は 156 万円の増額で、委託料の精算及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 80 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 730 万 3,000 円を追加し、総額を 1 億 2,604 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。笹ヶ丘荘事業収入につきましては、550 万円の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 180 万 3,000 円の増額でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 730 万 3,000 円の増額であります。人件費補正のほか、宿泊者及び宴会等の増加に伴い、賄材料費などを追加計上いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 81 号、佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的支出より、説明をいたします。予算書 2 ページ。

第 1 款、水道事業費用の第 2 項、営業外費用は、1 万 9,000 円の増額で、企業債利息の

増額でございます。

次に、資本的収入でございますが、第1款、資本的収入の第1項、企業債は、5,680万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものであります。

次に、資本的支出でございますが、第1款、資本的支出の第1項、建設改良費は、5,700万円の減額で、委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案(第2号)の提案の説明とさせていただきます。

議案第76号から議案第81号までのそれぞれ補正予算案について、ご説明をさせていただきましたが、十分ご審議いただき、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林裕和君) 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしています議案第76号から議案第81号については、12月15日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第20.	同意第8号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21.	同意第9号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22.	同意第10号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23.	同意第11号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24.	同意第12号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25.	同意第13号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26.	同意第14号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27.	同意第15号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28.	同意第16号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29.	同意第17号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30.	同意第18号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31.	同意第19号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32.	同意第20号	佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(小林裕和君) 続いて、日程第20から日程第32については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、同意第8号から、日程第32、同意第20号までの佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 8 号から同意第 20 号につきまして、一括議題とされましたので、それぞれ、ご説明を申し上げます。

佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、任命の同意をお願いするものであります。

同意第 8 号につきましては、本位田甲、川井哲之（かわい てつゆき）さんで、法第 8 条第 6 項に規定する利害関係を有しない者に該当する方でございます。

同意第 9 号については、口金近、天野美代志（あまの みよし）さんであります。

同意第 10 号につきましては、上石井、山下清三（やました しょうぞう）さんでございます。

同意第 11 号につきましては、福澤、福田範康（ふくだ のりやす）さんで、認定農業者である株式会社福田営農の業務を執行する役員でございます。

同意第 12 号については、才金、高本耕作（たかもと こうさく）さんでございます。

同意第 13 号については、金屋、竹内辰巳（たけうち たつみ）さんであります。

同意第 14 号については、櫛田、間嶋義弘（まじま よしひろ）さんで、認定農業者である農事組合法人櫛田南の業務を執行する役員でございます。

同意第 15 号については、宝蔵寺、巴 清輔（ともえ せいすけ）さんでございます。

同意第 16 号については、東徳久、畑中邦央（はたなか くにお）さんでございます。

同意第 17 号については、下三河、福原正幸（ふくはら まさゆき）さんで、認定農業者でございます。

同意第 18 号については、乃井野、加藤能久（かとう よしひさ）さんで、認定農業者でございます。

同意第 19 号については、末廣、廣瀬龍哉（ひろせ たつや）さんでございます。

同意第 20 号については、上本郷、古川由美（ふるかわ ゆみ）さんでございます。

以上の 13 名の方は、全員が地域からの推薦を受けられた方でございます。

なお、任期につきましては、令和 6 年 3 月 1 日から 3 年間でございます。

それぞれ、ご同意いただきますように、よろしく願い申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております同意第 8 号から同意第 20 号までについては、本日即決とします。

この際、お諮りします。一括議題としました 13 の案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 8 号から順次、採決を行います。

まず、同意第 8 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 8 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 8 号は、同意することに決定しまし

た。

続いて、同意第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 9 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 9 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 10 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 10 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 11 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 11 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 12 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 12 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 12 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 13 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 13 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 13 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 14 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 14 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 14 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 15 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 15 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 16 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 16 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 16 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 17 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 17 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 18 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 18 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 18 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 19 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 19 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 20 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 20 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 20 号は、同意することに決定しました。

日程第 33. 委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 33 に入ります。

日程第 33 は、委員会付託についてであります。
ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。委員会等開催のため明日 12 月 5 日から 12 月 10 日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 11 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 28 分 散会